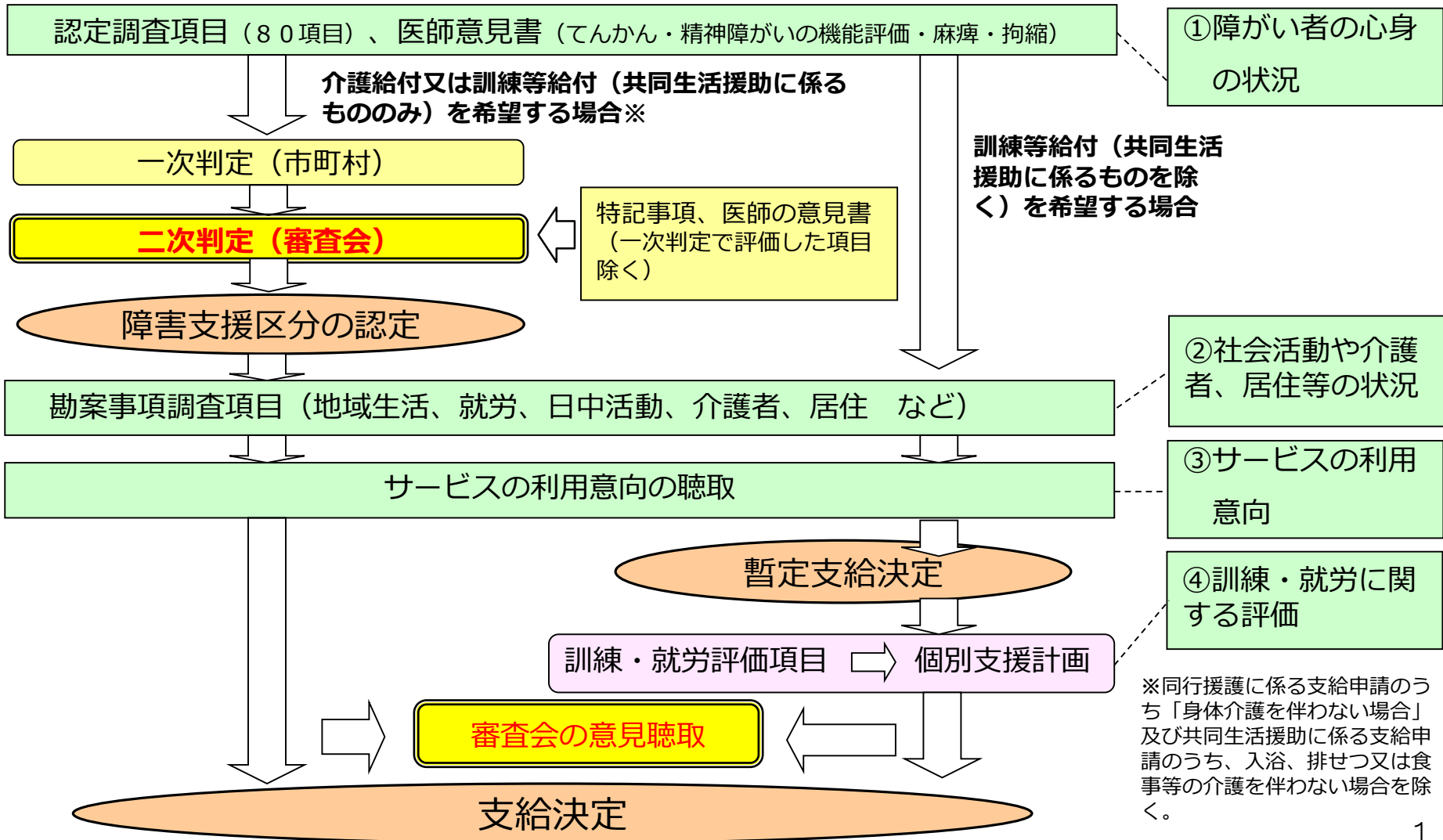


# 申請から支給決定までの流れ及び 調査方法全般についての留意点

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

# 1 申請から支給決定までの流れについて

障がい者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障がい者の心身の状況（障害支援区分）、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



## 1 申請

- (1) 市町村は、本人又は家族等から申請があった場合、申請書の内容、医師意見書を作成していただける医師がいるか等の確認をします。
- (2) 申請書を受理した場合、市町村は次の手順で事務処理をします。
  - ① 医師意見書の記載を医師（医療機関）に依頼します。
  - ② 指定一般相談支援事業者等に認定調査を委託する場合は、委託契約を締結し、調査票の提出期日を指定して、委託先に調査を依頼します。

○ 支給申請は、障がい者本人又は障がい児の保護者が行います。なお、代理による申請も可能です。

○ 利用を希望する障がい福祉サービスの種類により、その後の障害支援区分認定の手続が異なります。

①介護給付又は訓練等給付（共同生活援助に係るもののみ）の場合

⇒ 障害支援区分認定が必要

※ 同行援護に係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。

②訓練等給付（共同生活援助に係るものを除く）の場合

⇒ 障害支援区分認定は不要

③障がい児の場合 ⇒ 障害支援区分認定は不要

※ ①については医師意見書が必要となります。

## 2 サービス等利用計画案の提出依頼

障がい福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者に対して提出を依頼する。

## 3 障害支援区分認定調査・概況調査

### (1) 障害支援区分認定調査

障害支援区分を判定するために、認定調査員は、

- ・申請のあった本人及び保護者等と面接をする。
- ・調査項目等について認定調査を行う。

(同時にサービス利用意向聴取を行うことがある。)

※ 以下について特記事項に記載。

- ・できたりできなかつたりする場合の頻度等
- ・判断の根拠や具体的な状況 等

### (2) 概況調査

概況調査は、認定調査に併せて、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況が詳しく記載されます。特に、日中活動関連、介護者関連、居住関連は詳細に記載されます。

## 4 医師意見書

医師意見書は、疾病、身体の障がい内容、精神の状況、介護に関する所見など、申請者の医学的知見から意見を求めるものです。

これは、二次判定において、一次判定を補足する資料として使用するものです。

- 疾病、身体の障がいの内容、精神の状況、介護に関する所見など、医学的見地から意見を述べるもの。
- 主治医がない場合等については、施設等の嘱託医に依頼する等を考慮すること。

## 5 一次判定（コンピューター判定）

- (1) 市町村は認定調査の結果を国が配布する一次判定用ソフトウェアを導入したコンピューターに入力し、一次判定処理を行います。
- (2) 医師意見書が届いた時に、認定調査票と医師意見書の共通項目の突合を行い、矛盾点は両者から聞き取り、整理を行います。

## 6 二次判定（市町村審査会）

- (1) 市町村は、一次判定結果、概況調査、特記事項及び医師意見書を揃え、市町村審査会に審査判定を依頼します。
- (2) 市町村審査会（合議体）は、一次判定結果、医師意見書及び特記事項の内容を踏まえ審査判定を行います。
- (3) 市町村審査会が特に必要と認めた場合は、本人、その家族、医師、その他関係者に意見を求めることができます。
- (4) 市町村審査会は、審査判定結果を市町村へ通知します。

## 7 障害支援区分の認定

市町村は、市町村審査会の審査判定結果に基づき、障害支援区分の認定を行います。

## 8 認定結果通知

(1) 市町村は、障害支援区分の認定結果を申請者に通知します。

(2) 認定結果通知には、不服申し立てに関する教示をします。

不服申立先は都道府県知事となりますが、認定結果についての疑問等は、第一義的には結果を通知した市町村が対応します。

## 9 サービス利用意向聴取

市町村は、認定結果が通知された申請者の支給決定を行うために、申請者の介護給付に対するサービスの利用意向を聴取します。

## 10 サービス等利用計画案の提出

市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた障がい者等は、指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画書案を提出します。

## 11 支給決定案の作成

市町村は、障害支援区分やサービス利用意向聴取の結果等を踏まえ、市町村が定める支給決定基準に基づき、支給決定案を作成します。

## 12 審査会の意見聴取

- (1) 市町村は、作成した支給決定案が当該市町村の定める支給決定基準と乖離するような場合、市町村審査会に意見を求めることができます。
- (2) 市町村審査会は、支給決定案を作成した理由等の妥当性を審査し、支給決定等について審査会の意見を市町村に報告します。
- (3) 市町村審査会は、意見を述べるに当たり、必要に応じて、関係機関や障がい者、その家族、医師等の意見を聴くことができます。



## 13 支給決定

市町村は、支給決定調査の勘案事項（※）、審査会の意見等の内容を踏まえ、支給決定を行います。

（※）支給決定調査の勘案事項（認定調査（概況調査）も参照してください。

- 障害支援区分等の心身の状況
- 「サービスの利用意向」障がい者等のサービス利用に関する意向の具体的内容
- 「介護者関連」介護者の有無、介護を行う者の状況（介護者の健康状況等）
- 「地域生活関連」外出の頻度、社会参加の状況、過去の入所歴や入院歴
- 「就労関連」就労状況、過去の就労経験、就労希望の有無
- 「日中活動関連」自宅、施設、病院
- 「居住関連」生活の場所及び単身、同居、グループホーム、病院、入所
- 「サービスの提供体制関連」地域におけるサービスの提供体制の整備状況

## 14 支給決定通知

支給決定通知には、不服申し立てに関する教示をしなければなりません。

不服申し立て先は都道府県知事となりますが、決定についての疑問等は、第一義的には結果を通知した市町村が対応します。

## 15 サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障がい福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連携調整等を行うとともに、当該支給決定に係る障がい福祉サービス又は地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画書を作成します。

介護給付

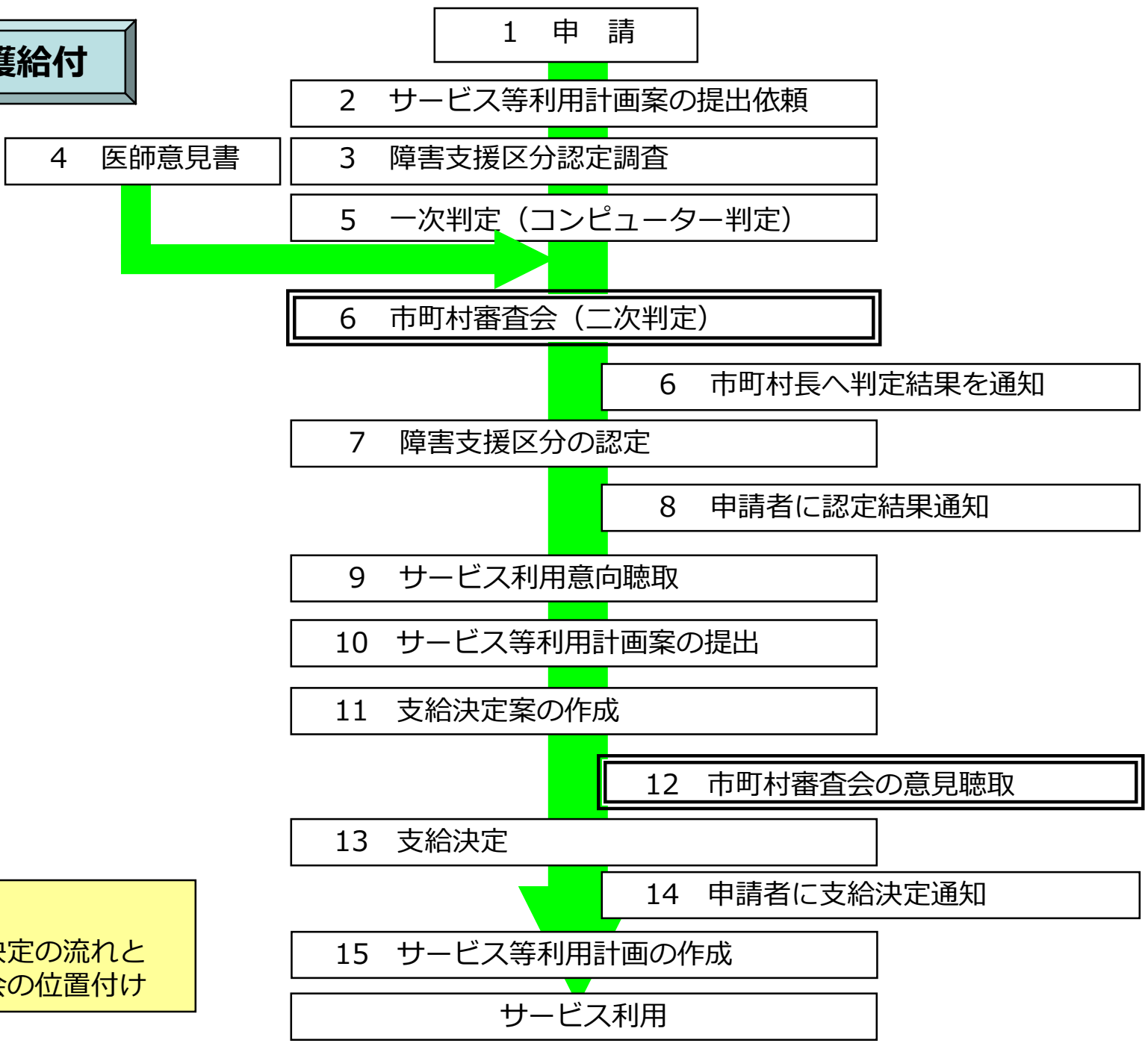


図1  
支給決定の流れと  
審査会の位置付け

## 2 介護給付、訓練等給付及び地域相談支援と障害支援区分の関係について

### 介護給付と訓練等給付

#### 【介護給付】

- **介護給付**は、障がいに起因する、日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、ホームヘルプや施設における生活介護などが該当します。

#### 【訓練等給付】

- **訓練等給付**は、障がいのある方が地域で生活を行うために、一定期間提供される訓練的支援であり、機能訓練や生活訓練、就労に関する支援などが該当します。
  - ※ 一定期間とは、サービス種類や個々の障がい者の方の状況に応じて異なります。また、訓練実施により一定の効果があり、今後も効果が期待できるなどの場合に期間の更新があります。
- ・ 自立訓練のうち生活訓練の場合には、通所してサービスを利用する形のほか、訓練期間内に居宅における生活を支援するために、居宅等を訪問して行う訪問型や、短期間、居住サービスを利用する短期滞在型もあります。
- ・ 地域相談支援給付は、地域移行や地域で安心して暮らすための相談支援であり、入所・入院中の障がい者が退所・退院するための支援や地域で居宅において単身等で生活する者への常時の連絡体制の確保や緊急時の支援などが該当します。

## 介護給付と障害支援区分

- 介護給付又は訓練等給付（共同生活援助に係るもののみ）について、障害支援区分の審査・判定を行います。
  - ※ 同行援護に係る支給申請のうち「身体介護を伴わない場合」及び共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴わない場合を除く。
- 障害支援区分とは、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものであり、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つです。
- 一人ひとりの障がい者の方に対する介護給付の支給決定は、障害支援区分のほか、サービスの利用意向、家族等の介護者の状況、社会参加の状況など概況調査で得られる勘案事項を加味して、サービスの種類や量について、個別に支給決定されます。
- 障害支援区分は、生活介護や療養介護等のサービス利用対象者の要件や国からの市町村に対するホームヘルプサービスの国庫負担基準等として用いられます。

## 介護給付

サービス名	サービス内容
<b>居宅介護</b>	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。
<b>重度訪問介護</b>	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与する。
<b>同行援護</b>	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援助等の便宜を提供する。
<b>行動援護</b>	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与する。
<b>療養介護</b>	医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与する。
<b>生活介護</b>	常時介護を要する障がい者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与する。
<b>短期入所</b>	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。
<b>重度障害者等包括支援</b>	常時介護を要する障がい者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に提供すること。
<b>施設入所支援</b>	施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与する。

## 訓練等給付等

サービス名	サービス内容
<b>自立訓練</b>	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する。
<b>就労移行支援</b>	就労を希望する障がい者につき、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する。
<b>就労継続支援</b>	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与する。
<b>就労定着支援</b>	通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、一定期間、就労の継続を図るために必要な連絡調整等の便宜を供与する。
<b>自立生活援助</b>	居宅において単身等で生活する障がい者につき、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供、助言、相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行う。
<b>共同生活援助</b>	地域において共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うこと。
<b>地域移行支援</b>	障がい者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の便宜を提供する。
<b>地域定着支援</b>	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問等の便宜を提供する。

## 【訓練等給付の支給決定】

- 訓練等給付は、できる限り障がい者本人の希望を尊重し、暫定的に支給決定を行った上で、実際にサービスを利用した結果を踏まえて正式の支給決定が行われます。
- 明らかにサービス内容に適合しない場合を除き、暫定支給決定の対象となります。しかし、地域内のサービス資源に限りがあり、利用希望者が定員枠を超えるような場合には、自立訓練事業（機能訓練・生活訓練）に限り、訓練等給付に関連する項目の調査結果をスコア化し、暫定支給決定の優先順位を考慮する際の参考としてのみ用います。
- この訓練等給付に関連するスコアは、暫定支給決定の際に用いられる参考指標であり、障害支援区分ではありません。

## 【地域相談支援給付決定】

- 地域相談支援給付費については、障害支援区分の認定は不要ですが、対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため、障害支援区分認定調査の調査項目に係る調査を実施します。



### 3 調査票の概要

#### 1 概況調査について

概況調査票は、以下の項目から構成されています。

- ・ 調査実施者（記入者）
- ・ 調査対象者
- ・ 認定を受けている各種の障害等級等
- ・ 現在を受けているサービスの状況（居宅サービス等）
- ・ 地域生活関連（外出の頻度、社会活動の参加状況、入所・入院歴等）
- ・ 就労関連（就労状況、就労経験及び就労希望の有無等）
- ・ 日中活動関連（活動の場所等）
- ・ 介護者（支援者）関連（介護者の有無やその健康状況等）
- ・ 居住関連（生活の場所や居住環境等）
- ・ その他

#### 2 認定調査票について

認定調査票は、以下の項目から構成されています。

- ・ 移動や動作等に関連する項目（12項目）
- ・ 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目（16項目）
- ・ 意思疎通等に関連する項目（6項目）
- ・ 行動障害に関連する項目（34項目）
- ・ 特別な医療に関連する項目（12項目）

## 4 認定調査の実施及び留意点

### 1 認定調査及び認定調査員の基本原則

- 障害支援区分に係る認定調査は、市町村職員又は市町村から委託を受けた指定一般相談支援事業者の相談支援専門員等であって、都道府県が行う障害支援区分認定調査員研修を修了した者（以下「認定調査員」という。）が実施します。
- 認定調査の内容から、認定調査員は**保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有している者**になることが望まれます。
- 認定調査は、その調査結果が障害支援区分の最も基本的な資料であることから、認定調査は全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要があります。
- 認定調査員は、調査対象者に必要とされる支援の度合いを適正に評価し、必要に応じて、特記事項に調査対象者に必要とされる支援の度合いを理解する上で必要な情報をわかりやすく記載する必要があります。
- **認定調査は、原則 1 回**で実施します。このため、認定調査員は、認定調査の方法や選択基準等を十分理解した上で、面接技術等の向上に努めなければなりません。

○ 認定調査員は、自ら調査した結果について、市町村審査会から要請があった場合には、再調査の実施や、照会に対する回答、市町村審査会への出席、審査対象者の状況等に関する意見等を求められることがあります。

○ 認定調査員は、過去にその職にあった者も含め、認定調査に関連して知り得た個人の秘密に関して**守秘義務があります**。

このことは、市町村から認定調査の委託を受けた認定調査員も同様です。

これに**違反した場合は、公務員に課せられる罰則（★）が適用**されることとなります。

★「守秘義務違反」については、地方公務員法で、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処すると規定されています。  
(第34条第1項及び第60条第2号)

## 2 認定調査の実施について

### (1) 調査実施先般

- 原則として、1名の調査対象者につき、1名の認定調査員が1回で認定調査を実施します。
- 1回目の認定調査の際に、調査対象者が急病等によってその状況が一時的に変化している場合等で、適切な調査が行えないと判断したときは、その場では調査は行わず、状況が安定した後に再度調査日を設定し、調査を行います。  
また、入院後間もないなど、調査対象者の心身の状態が安定するまでに相当期間を要すると思われ、障がい福祉サービスの利用を見込めない場合は、必要に応じ、申請者に対して、一旦申請を取り下げ、状態が安定してから再度申請を行うよう説明します。
- 1回目の認定調査の際に、異なる認定調査員による再調査が不可欠と判断した場合に限り、2回目の認定調査を行います。なお、認定調査を2回行った場合でも認定調査票は一式のみとし、主に調査を行った者を筆頭として調査実施者欄に記載します。

## (2) 認定調査日時等の調整

### 〈日時について〉

- 認定調査員は、あらかじめ調査対象者や実際の介護者（支援者）等と調査実施日時を調整した上で認定調査を実施します。
- 認定調査の依頼があった場合にはできるだけ早い時期に調査を行い、調査終了後は速やかに所定の書類を作成します。
- 家族等の支援者がいる在宅の調査対象者については、**支援者が不在の日は避ける**ようにします。（やむを得ず支援者不在で調査を行った場合は特記事項に記載します）

### 〈実施場所について〉

- 認定調査員は、事前に調査対象者や支援者と調査実施場所を調整した上で認定調査を実施します。
- 認定調査の実施場所については、原則として日頃の状況を把握できる場所とします。
- 申請書に記載された住所が、必ずしも本人の生活の場とは限りません。記載された住所に居住していない場合等がありますので、事前の確認が必要です。
- 施設や病院等で認定調査を実施する場合は、調査対象者の居室や病室等、普段過ごしている場所を確認し、施設や病院等と調整した上でプライバシーに配慮して実施します。

### (3) 調査の実施

#### 〈携行物品〉

- 認定調査員は、調査対象者を訪問する際には、**身分を証する物を携行**し、訪問時に提示します。
- 調査項目の「視力」を確認するための**視力確認表**を持参します。

#### 〈実施上の留意点〉

- 認定調査の実施に当たり、調査目的の説明を必ず行います。
- できるだけ、調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行うよう努めます。必要に応じて、調査対象者、支援者から個別に聞き取る時間を設けるように工夫します。独居者や施設入所者等についても、可能な限り家族や施設職員等、調査対象者の日頃の状況を把握している者に立ち会いを求め、できるだけ正確な調査を行うよう努めます。
- 調査対象者の心身の状況については、個別性があることから、例えば、視覚障害、聴覚障害等や疾病の特性（スモンなど）等に配慮しつつ、判断基準に基づき調査を行います。
- 特別なコミュニケーション手段を用いなければ調査が適切に行えない場合は、市町村の担当者と相談し、適切な専門職員の同行を求めます。

## 〈質問の仕方や順番〉

- 声の聞こえやすさなどに配慮して、調査場所を工夫します。
- 調査対象者がリラックスして回答できるよう、十分時間をかけます。
- 優しく問いかけるなど、相手に緊張感を与えないよう留意します。
- 丁寧な言葉遣いや、聞き取りやすいように明瞭な発音に心掛け、専門用語や略語は使用しないようにします。（じょくそう→床ずれ、えん下→飲み込みなど）。
- 調査項目の順番にこだわらず、調査対象者が答えやすい質問の導入や方法を工夫します。
- 会話だけでなく、手話や筆談、直接触れる等の方法も必要に応じて用います。  
この際、調査対象者や支援者に不愉快な思いを抱かせないように留意します。
- 調査対象者や支援者が適切な回答を行えるように、調査項目の内容をわかりやすく説明するなど、質問の仕方を工夫します。
- 調査対象者の状況を実際に確認できるよう面接方法を工夫するなどしても、認定調査に応じない場合は、市町村の担当者に相談をします。
- 調査対象者が正当な理由なしに、認定調査に応じない場合は、「申請却下」の処分となることがあります。

## 〈調査項目の確認方法〉

- 危険がないと考えられれば、調査対象者本人に実際に行為を行ってもらおう等、認定調査員が調査時に確認を行います。対象者のそばに位置し、安全に実施してもらえるよう配慮します。危険が伴うと考えられる場合は、決して無理に試みないでください。
- 実際に行為を行ってもらえなかった場合については、選択をした根拠について、具体的な内容を「特記事項」に必ず記載してください。

## 〈調査結果の確認〉

- 認定調査員は調査対象者や支援者に、認定調査の結果で不明な点や選択に迷う点があれば再度確認します。それにより、調査内容の信頼性を確保するとともに、意思疎通がうまくいかなかったための誤りを修正することができます。
- 認定調査員は「特記事項」を記入するときは、認定調査項目と特記事項の記載内容に矛盾がないか確認し、審査判定に必要な情報を簡潔明瞭に記載するよう留意します。
- 審査判定を適切かつ円滑に進めるために、市町村審査会事務局職員は事前に認定調査の結果を確認し、明らかな誤りや不明な点が認められる場合には、認定調査員に説明を求め、必要に応じて調査結果の変更や特記事項の加除修正を行います。



### 3 医師意見書との関係

- 認定調査項目と医師意見書の記載内容とでは選択基準が異なるものもあるため、類似の設問であっても、両者の結果が一致しないこともあり得ます。したがって、両者の単純な差異のみを理由に市町村審査会で一次判定の修正が行われることはありません。
- 認定調査項目の選択は、あくまで、後述の「Ⅲ 認定調査項目の判断基準」の各調査項目の定義等に基づいた選択を行うことが必要となります。また、認定調査項目と医師意見書の選択根拠が異なることにより、申請者の状況を多角的に見ることが可能になるという利点があります。

# 「障害者総合支援法における障害支援区分 難病患者等に対する認定マニュアル」(H30年6月)の主な内容

## I. 障害者総合支援法における障害者の範囲

- 障害者総合支援法第4条
- 政令で定める「難病等」の範囲の変遷  
(平成30年4月以降359疾病へ拡大)

## III. 認定調査(訪問調査)

- 難病患者等とその家族への接し方や配慮すべき事柄
- 認定調査員の選定  
(保健師や看護師など医療に関する専門的な知識を有している者が望まれること、保健所の保健師の同行等)
- 調査上の留意点
  - ・ 調査時実施前に確認する内容
  - ・ 難病等の特徴を踏まえた認定調査の実施
    - 家族や支援者等からの聞き取り
    - 難病等の状態の確認
- 認定調査員が確認した「難病等の症状」や、「障害福祉サービスが必要な状態」の例
- 認定調査等の実施

## II. 難病等の基礎知識

- 難病とは
- 難病の特徴(症状の変化や進行、福祉ニーズ等)
- 難病関連の支援機関
- 障害者手帳の取得状況

## IV. 医師意見書

- 医師意見書の役割
- 記載上の留意点(診断名、症状の変化、症状の経過及び治療内容、身体の状態に関する意見、行動及び精神等の状態に関する意見等)

## V. 市町村審査会の審査判定

- 審査判定上の留意点
- 市町村審査会からの意見

## VI. その他

- 難病患者等の状態について(様式例)
- 医師意見書(記載例)